

Q&A 活用編

－ 1 助成対象となる活動団体

活動助成を受けたいのですが、どのような活動団体が助成対象なのですか。

地域の住民が行う営利を目的としない地域貢献活動で、かつ継続して3年以上建築士会に在籍する建築士が2名以上参画している活動団体であることが必要です。

地域貢献活動は地域の建築士が住民の良き「パートナー」として、まちづくりの「サポーター」として、さらに自らのまちをつくる「クリエイター」として、地域の中で活動することです。『まちづくり専門家としての建築士』として、この時代に求められている「新しい建築士像」を確立していこうとするものです。ですから、活動団体には建築士会の会員が参画していることが条件なのです。また、2名以上としたことは、建築士が病気・事故または欠けた場合等を考慮したものです。

－ 2 助成の対象と条件

活動助成を受けたいのですが、どのような活動なら助成対象になるのですか。

活動の条件について教えてください。

営利を目的としない次のような活動があります。

- ① 地域のまちづくり
- ② 歴史的遺産の保存及び再生と活用
- ③ 景観の保全
- ④ 居住環境の保全・整備
- ⑤ 自然環境の保全・整備
- ⑥ 福祉環境の整備
- ⑦ 地域防災づくり
- ⑧ その他、地域の活性化、社会サービス

なお、国外への国際的な援助・支援活動については地域のまちづくりとはみなせないで、助成の対象とはしていません。地域貢献活動は地域におけるさまざまな活動であり、国内の活動に限定しています。

－ 3 地区およびブロック内組織への活動助成

建築士会の会員のみで構成された団体の活動事業に対しても、助成対象となるのですか。

助成の対象とはなりません。必ず非会員の参加が必要です。

－ 4 地域貢献活動における建築士の役割

建築士会会員が2名以上参画していることが条件とありますが、助成の申請者は建築士でなければいけませんか。また、活動の中で建築士が果たす役割など、細部の条件があれば教えて下さい。

助成申請の申請者は建築士でなくても構いません、又、活動団体の代表者が建築士である必要もありません。

ただし、細部の条件として明記したものではありませんが、建築士は活動団体の中で、建築士としての職能を生かした立場で活動していることが望ましいと考えます。活動団体の代表者が建築士でない場合、審査の過程において、建築士が活動団体の中でどのような役割を担い、どのような立場で活動しているのか、お聞きする場合があります。

－ 5 単年度助成の連続申請

助成を毎年申請することはできますか。

助成は活動団体が行う事業に対するものであり、単年度で行う活動内容や事業が前回事業と異なる目的、内容であることが明確であれば、同じ活動団体が2年以上連続して助成を申請することは可能です。

－ 6 二重の助成の適否

他の団体や行政からも助成を受ける場合、地域貢献活動センターから+αの助成は受けられるのですか。

他団体や行政からも助成を合わせて受けることは可能です。ただし、その場合は他団体や行政から受ける助成の内容と助成範囲を申請書に明記してください。

－ 7 助成金の使途

助成金は何に使ってもいいですか。助成金の使い道に制約があるのかどうか、教えてください。

この助成制度は、地域貢献活動に対して助成するものなので、活動団体自体の設立のための資金や運営のための資金としては使えません。

また、まちづくりのための PR 活動、相談会、講演会等の単発の催事に対しては使用できません。これらの催事が当該事業の一環であり、事業を遂行する上で有効かつ必要不可欠な場合に限って使用できます。

建築物、工作物等の建築費や資材の購入費には使用できません。なお、助成を受けた活動団体は、助成対象事業の実施及び助成金の管理、使用について責任を持って遂行することになります。

なお、助成金を助成事業以外の用途に使用するなど不適切な行為があった場合は、交付の決定を取消し、助成金の返還を求める場合もあります。

－ 8 助成金の受領

助成金は、いつ受け取ることができるのですか。

助成申請者は助成金の交付決定通知を受けた後、静岡地域貢献活動センターに助成金の振り込み先を連絡することになっています。その後1週間程度で、助成金が振り込まれます。行政等における各種の補助事業は、事業の完了をもって補助金が支払われるのが通常ですが、この地域貢献活動助成は、活動する前に助成金が交付されることが特徴です。

当該活動に対する信頼と確実性が助成審査の段階で重要な査定項目になっているといえます。と同時に、当該活動団体は助成の採択を受けた時点で事業の遂行に大きな責任が生じることになるわけです。